

答申第 115 号

(諮問第 139 号)

答 申

第 1 審査会の結論

大分県教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 2 月 7 日付けで行った公文書非公開決定処分は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書の公開請求

審査請求人は、大分県情報公開条例（平成 12 年大分県条例第 47 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により、令和 4 年 1 月 10 日付けで、実施機関に対して、次の内容の公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

大分上野丘高等学校、大分西高等学校、大分工業高等学校及び日田高等学校について、労働安全衛生法に基づいて令和 3 年度に行った教職員の定期健康診断について

- (1) 大分県人事委員会へ提出した定期健康診断結果報告書（様式第 6 号）の類
- (2) それぞれの高等学校での健康診断実施日が分かる資料

2 実施機関の決定

実施機関は、令和 4 年 2 月 7 日付けで、本件公開請求のうち、(1)の内容については、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき公文書不存在（定期健康診断結果報告書については、現在作成中であるため）を理由として非公開決定を行い、(2)の内容については、同条第 1 項の規定に基づき公開決定を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、行政不服審査法（昭和 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関の決定のうち非公開決定について、令和 4 年 2 月 19 日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、上記の非公開決定処分を取り消し、対象文書を特定して、さらに公文書を公開するとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張の内容は、おおむね次のとおりである。

労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「規則」という。）第 52 条では、常時 50 人以上の労働者を使用する事業者は、規則第 44 条による定期健康診断を行った時は、遅滞なく、定期健康診断結果報告書（様式第 6 号。以下「報告書」という。）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないとされている。

令和 3 年 8 月の定期健康診断実施から約 5 月が経過した本件公開請求の請求日までに、報告書を大分県人事委員会（以下「人事委員会」という。）に提出していない状態は、遅滞なく提出しなければならないとする措置義務を果たしていない状態であり、対象文書が存在しないことは、労働安全衛生法の規定に抵触するものであり不合理である。

第 4 実施機関の弁明の要旨

実施機関の弁明の内容は、おおむね以下のとおりである。

規則第 52 条では、常時 50 人以上の労働者を使用する事業者は、規則第 44 条の定期健康診断を行なったときは、遅滞なく、報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないと規定されている。

大分県立学校においては、例年、7 月から 9 月までの間に各学校において定期健康診断を実施し、この期間に受診できない者は、10 月末までに他の機関等で受診している。そして、未受診者を含む全職員が定期健康診断を終えた後、11 月頃に、健康診断実施機関から健康診断結果がデータで大分県教育庁（以下「教育庁」という。）へ送付される。このデータを元に 12 月から 1 月にかけて、各学校の負担軽減のため、教育庁において、常時使用する労働者が 50 人以上の学校分の健康診断項目ごとの実施者数や有所見者数等を集計し、各学校の報告書を作成している。その後、2 月中に各学校へ報告書の内容確認を依頼し、各学校による確認後、3 月中に教育庁が修正等を行い、まとめて人事委員会へ提出している状況である。

令和 3 年度については、本件公開決定で公開した資料のとおり、大分上野丘高等学校は令和 3 年 8 月 23 日、大分西高等学校及び大分工業高等学校は同月 17 日、日田高等学校は同月 4 日に定期健康診断を実施し、これらの日に受診できなかった者は、10 月 28 日までに他の機関等において受診した。そして、全ての学校において未受診者を含む全職員が定期健康診断を同月 29 日に終了し、11 月 12 日に健康診断実施機関から教育庁へ健康診断結果がデータで送付された。これを元に教育庁において健康診断項目ごとの実施者数等を集計し、2 月末に報告書を作成した。その後、3 月に各学校が内容を確認し、同月 28 日に教育庁がまとめて報告書を人事委員会へ提出した。

よって、大分上野丘高等学校、大分西高等学校、大分工業高等学校及び日田高等学校について、労働安全衛生法に基づいて令和 3 年度に行った教職員の定期健康診断について、人事委員会へ提出した報告書については、本件公開請求の請求日時点では作成中であったため、不存在により非公開としたものである。

第5 審査請求人の反論の要旨

実施機関の弁明に対して、審査請求人から反論はなかった。

第6 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、大分上野丘高等学校、大分西高等学校、大分工業高等学校及び日田高等学校において令和3年度に行った教職員の定期健康診断について、規則第52条の規定に基づき大分県人事委員会へ提出した定期健康診断結果報告書（様式第6号）の類である。

2 公文書不存在による非公開決定の適否について

規則第52条の規定により、常時50人以上の労働者を使用する事業者は、規則第44条による定期健康診断を行ったときは、遅滞なく、報告書を所轄の労働基準監督機関に提出しなければならないとされている。

定期健康診断を実施した後、報告書を労働基準監督機関である人事委員会に提出するまでの流れについては、実施機関の弁明書で説明されており、令和3年度においても、例年と同様の流れで事務が行われたということである。

具体的には、大分上野丘高等学校では令和3年8月23日、大分西高等学校及び大分工業高等学校では同月17日、日田高等学校では同月4日に定期健康診断が実施されており、その後、同年10月29日に全ての大分県立学校において未受診者を含む全職員の定期健康診断が終了し、同年11月12日に、健康診断実施機関から教育庁に健康診断結果がデータで送付されたということである。そして、各学校の負担軽減のため、教育庁において当該データを元に2月末に各学校の報告書を作成し、3月に各学校がその内容を確認した上で、同月28日に各学校の報告書をまとめて、教育庁が人事委員会へ提出したということである。

上記の実施機関の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、また、実施機関の弁明書に添付された資料のとおり、令和3年度の報告書が、大分上野丘高等学校、大分工業高等学校及び日田高等学校については令和4年3月18日付けで、大分西高等学校については同月24日付けで、大分県教育委員会あて提出されていることからしても、本件公開請求の請求日時点では対象公文書を作成中であったとする実施機関の説明は、信用できるものである。

したがって、本件公開請求の請求日時点で本件対象公文書が存在すると認めることはできず、実施機関が不存在を理由として非公開決定を行ったことは、妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、公文書の存在に関する主張の他に種々の主張をしているが、当審査会は、条例により与えられた権限に基づき、請求者からの公文書公開請求に対し

実施機関が行った公文書の非公開決定について、その適否を審査することを本務とするものであるから、それらについては、審査の対象外である。

4 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和4年5月18日	諮 問
令和4年6月29日	事案審議（令和4年度第2回審査会）
令和4年8月 9日	答申決定（令和4年度第3回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会会長及び指定委員

氏 名	職 業	備 考
生 野 裕 一	弁護士	会 長
渡 邊 博 子	大分大学経済学部教授	
中 島 英 司	大分県商工会議所連合会専務理事	
松 尾 和 行	元大分合同新聞社編集局長	
水 谷 トシエ	大分県地域婦人団体連合会副会長	